

⇨ 会社分割に伴う役員給与の取扱い

Q : 当社は、このたびA事業部門を分割してB社を設立します。これに伴い、A事業部門と別の事業部門を統括していたCをB社の役員とし、従来と同じ業務をさせますので、当社の給与をその職務に応じた給与の額を減額させる予定です。この場合の給与の取扱いはどうなりますか？

A : 定期同額給与として損金に算入することができます。

【解説】

役員に対する給与を減額改定した場合は、その改定が①会計期間3月経過日までに行われたものであるとき、②法人の経営状況が著しく悪化したことにより行われるものであるときを除いて、その役員給与は損金の額に算入されないことになっています。

したがって、御社の役員給与の支給状況だけをみた場合、Cに対する役員給与は損金に算入できないのではと思われるかもしれませんが、分割に伴って、分割承継法人に分割事業にかかる権利義務を承継させ、Cに分割前の職務と同じ職務を分割承継法人においても引き継がせ、その職務に応じた給与の額を分割承継法人において支給し、同額を貴社において減額するというのであれば、分割前後において、実質的に、その役員の職務内容に変更がなく、また、その役員の職務に対する役員給与の支給額においても変更がないと考えられることから、この場合には、減額した役員給与であっても、損金に算入することが認められることになっています。

